

平塚市在宅重度障がい者タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障がい者(以下「重度障がい者」という。)の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、タクシー利用料金の一部を助成することにより重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けられる重度障がい者とは、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5条に基づく別表第5号の規定により、級別が1級又は2級に該当する障害(聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、上肢障害を除く。)を有する者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者並びに療育手帳A1及びA2を有する者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の規定により障害等級が1級に該当する者
 - (4) 前3号に準ずる者で、市長が特に必要と認めた者
- 2 前項の第1号から第3号の規定は、次の各号に該当するものについては適用しない。
- (1) 神奈川県県税条例施行規則(昭和45年規則第43号)第2条第24号による減免を受けている者
 - (2) 平塚市市税条例(平成元年条例第21号)第31条第1項による減免を受けている者
 - (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第6号までに規定する施設(母子生活支援施設を除く。)に入所している者
 - (4) 児童福祉法第27条第2項に規定する指定医療機関に入院している者
 - (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律167号)に規定する施設に入所している者

(申請)

第3条 この要綱に基づき助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、平塚市障がい者タクシー利用券申請書兼台帳(第1号様式)によって市長へ申請しなければならない。

(交付)

第4条 市長は、前条の申請に基づき第2条第1項の各号の1に該当すると認めた者に対し平塚市障がい者タクシー利用券(第2号様式)を交付し、利用券の交付をもって助成決定通知に代える。

- 2 前項の利用券の交付枚数は、交付の申し出のあった日の属する月分を含め1月3枚を単位とし、年間36枚を限度とする。ただし、前項で交付した利用券は再交付しない。

(助成額)

第5条 助成額は、利用券1枚につき600円以内とする。

(助成方法)

第6条 利用者が利用券を使用してタクシーに乗車するときは、1回の乗車につき利用券3枚までをタクシー運転手に引き渡すことができるものとする。

(有効期間)

第7条 利用券の有効期間は、当該助成に係る予算年度とし、4月1日から3月31日までとする。

(利用券の返却)

第8条 利用券は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、平塚市在宅重度障がい者タクシー料金助成事業資格喪失届出書(第3号様式)に未使用の利用券を添えて届けなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する資格を失ったとき
- (2) 市外に転出したとき
- (3) 利用券の有効期限が過ぎたとき

(利用券使用上の制限)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この要綱の目的に反して利用券を使用すること。
- (2) 利用券を第三者に譲渡し、又は担保すること。

(助成の取消し等)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為によって、この要綱に定める助成を受けた者に対し、助成の決定を取り消すとともに、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(交付台帳)

第11条 市長は、利用券の交付状況を明らかにするため平塚市障がい者タクシー利用券申請書兼台帳(第1号様式)を備えるものとする。

(契約書)

第12条 市長は、タクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業および福祉有償運送事業を営む者のうち市長が指定したものをいう。以下「事業者」という。)との間に平塚市在宅重度障がい者タクシー利用料金助成事業に関する契約を締結するものとする。

(料金の請求)

第13条 前条の契約を締結した事業者は、毎月10日までに前月分の利用券をとりまとめ、市長の定める方法により利用料金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に料金を支払うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

平塚市障がい者タクシー利用券申請書兼台帳

（提出先）平塚市長 年 月 日

平塚市在宅重度障がい者タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

また、本市が行う助成について、申請者に代わりタクシー事業者が助成金を受理することに同意します。

申請者（窓口に来ている人）		住所		対象者との続柄	
ふりがな 氏名					
利用者（手帳等を持っている人）（同上）		住所（同上）		生年月日	
ふりがな 氏名		平塚市		大・昭・平・令 年 月 日	
障 害 者 手 帳 等 の 状 況	身体	神奈川・_____第_____号 年 月 日 交付	個別等級	1級	2級
	知的	神奈川・_____第_____号 年 月 日 交付	障害部位	下肢	体幹
	精神	神奈川・_____第_____号 年 月 日 交付	障害程度	A1	A2
				視覚	内部
				IQ35以下	
				1級	
受給資格確認欄 （以下の3項目に該当した方のみ、申請の資格があります） 所持している障害者手帳等が、要綱第2条第1項に該当します。 障がいを理由として、自動車税（種別割）および軽自動車税（種別割）の減免を受けていません。 要綱第2条第2項に規定されている施設に入所していません。					
処理欄 上記申請に基づき交付決定してよいでしょうか。 申請は受付月毎にまとめ、一括で起案いたします。			交 付 番 号		



交付番号 0000

平塚市障がい者タクシー利用券つづり

氏名
手帳番号 神奈川県・()第 号

発効日 ○○ 年 月 日
(○○○年3月31日まで有効)

障がい者の方本人以外、使用できません。
平塚市と契約している事業者のタクシーで御利用ください。

交付番号 0000-36

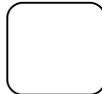
平塚市障がい者タクシー利用助成券

年3月31日まで有効

助成額 600円 (1回につき3枚まで)

- 1 乗車料金から600円を引いた金額を支払ってください。
- 2 料金が600円未満でも、おつりをもらうことはできません。
- 3 600円未満で利用する場合のみ、運転手さんがこちらに金額をご記入ください。助成額 円
- 4 対象となる障がい者本人のみ利用できます。障害者手帳または療育手帳を提示してください。

利用年月日 令和 年 月 平塚市長



<運転手さんへのお願い>

- 1 この券を利用される方は、障がいのある方です。
- 2 利用者には、障がい者割引の1割分を引き、本券1枚につき600円を引いた金額を請求してください。600円未満になる場合は、表面に金額を記入してください。
- 3 料金は会社を通じて請求してください。
- 4 平塚市と契約している事業者でないと使用できません。

会社名	
-----	--

*問合せ先
平塚市障がい福祉課 直通電話 0463(21)8774

<注 意 事 項>

〇〇〇年度用のタクシー券です。

この利用券は交付を受けた障がい者（表紙の氏名欄に記載された方）が使用するものです。

紛失した場合、使い切った場合などでも、同一年度の利用券の再交付を受けることはできません。

利用資格がなくなったときは、利用券をお返してください。

ひと月あたり3枚の交付で、申請月から（〇〇〇年3月申請の場合は翌4月から）〇〇〇年3月分までの枚数です。

<参考> 協力タクシー

など

注：協力タクシーは追加・変更の可能性があります。

障がい福祉課で契約事業者一覧をお配りしています。

次年度タクシー券は〇〇〇年3月 日（○）から障がい福祉課で交付する予定です。

平塚市障がい者タクシー利用者資格喪失変更等届出書

年 月 日

(提出先)
平塚市長

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

利用者氏名		発行番号	
届 出 内 容	死亡	死亡年月日	
	転出・転居	新住所	
		旧住所	
	施設入所	施設名	
		所在地	
	辞退	理由	
その他			